

宗教法人法第3条に規定される宗教の用に供するための境内地又は境内建物とは

宗教法人法（抄）

第3条 この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

- 一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物(附属の建物及び工作物を含む。)
- 二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地(立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。)
- 三 参道として用いられる土地
- 四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地(神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。)
- 五 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地
- 六 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地
- 七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

上記各号に該当する場合に限り、登録免許税の非課税対象になります。

宗教法人に対する「境内地・境内建物証明書」は、あくまでも登録免許税に関する非課税証明であり、税金全般に関して非課税であることを証明するものではありません。

不動産取得税は、取得時点の状況において都道府県課税庁が判断します。

固定資産税は、毎年実態に応じて市町村課税庁が判断して決定します。

この場合、各課税庁から参考として「登録免許税の非課税証明」を求められる場合がありますので、証明書を複写しておき、必要に応じて各課税庁に提出してください。（課税に関する内容については、各課税庁にお問い合わせください。）

なお、県の審査においては、登記簿上の地目や種類ではなく、現況（実際の利用目的や利用方法）によって判断することになりますので、証明の申請に当たっては、申請書だけではなく様々な添付書類を併せて御提出いただいております。

【注意】

宗教法人が取得した土地・建物全てが非課税になるわけではありません。

将来的な利用目的（利用方法）はあるが、近い将来にそれが実現できる状況にないような土地などは、非課税証明の対象となりません。（取得目的がないまま購入又は寄附を受けた土地などについても同様です。）